

公益財団法人官休庵定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人官休庵と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市におき、理事会の決議によって必要の地に支部又は出張所をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、千利休の道統を継ぐ武者小路千家（官休庵）に伝わる茶道を保存育成し、その精神を一般に普及し、もって日本文化の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 武者小路千家（官休庵）茶道の伝授及び普及
- (2) 官休庵その他の建造物等の保存及び公開利用
- (3) 茶会・講習会等の開催・公開

- (4) 茶道文化に関する図書の出版・頒布
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株主権の制限)

第10条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上9名以内をおく。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の構成制限)

第13条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する旅費、日当その他費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員の報酬支給の基準
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとしては法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事のうち3名までを常務理事とすることができる。
 - 4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条1項2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員構成制限)

第25条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法

人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満

了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員報酬規程及び費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。

第8章 会員

(会員)

第37条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める「賛助会員に関する規程」による。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の特別決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項にかかる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失等によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
千 和加子
本庄 巖
長谷 幹雄
山田 安廣
合田 勝義
木津 宗人
赤羽根 一男
- 4 この法人の最初の代表理事は千宗守とする。
- 5 第26条第3項、第37条第1項・2項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

別表第1

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

1 土地

(1) 所在 京都市上京区小川通元誓願寺下る鞆屋町

地番 499番29

地目 宅地

地積 218.57 m²

(2) 所在 同所

地番 499番27

地目 宅地

地積 37.68 m²

(3) 所在 同所

地番 499番28

地目 宅地

地積 9.32 m²

(4) 所在 東京都文京区千駄木三丁目

地番 703番4

地目 宅地

地積 3.20 m²

2 建物

(1)一棟の建物の表示

所在 京都市上京区武者小路通新町西入西無車小路町 613番地1、

613番地2、613番地3

京都市上京区小川通元誓願寺下の韮屋町 499 番地 7

構造 木造・土蔵造瓦葺 2 階建

床面積 1 階 457.73 m²

2 階 112.57 m²

専有部分の建物の表示

家屋番号 西無車小路町 613 番 3

種類 居宅

構造 木・土蔵造瓦葺平家建

床面積 120.19 m²

(2) 所在 京都市上京区小川通元誓願寺下の韮屋町 499 番地 29

家屋番号 499 番 29

種類 店舗（現況事務所）

構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下 1 階付 3 階建

床面積 1 階 144.48 m²

2 階 135.84 m²

3 階 93.00 m²

地下 1 階 33.38 m²

(3) 所在 東京都文京区千駄木三丁目 702 番地

家屋番号 702 番の 2

種類 教習所

構造 鉄骨造瓦葺 3 階建

床面積 1 階 174.90 m²

2 階 174.05 m²

3 階 51.22 m²

別表第2

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産）

1 土地

- | | | |
|-------|---|-----------------------|
| (1) 所 | 在 | 京都市上京区武者小路通小川東入西無車小路町 |
| 地 | 番 | 613 番 2 |
| 地 | 目 | 宅地 |
| 地 | 積 | 658.25 m ² |
| (2) 所 | 在 | 同所 |
| 地 | 番 | 613 番 3 |
| 地 | 目 | 宅地 |
| 地 | 積 | 85.32 m ² |
| (3) 所 | 在 | 東京都文京区千駄木三丁目 |
| 地 | 番 | 702 番 |
| 地 | 目 | 宅地 |
| 地 | 積 | 492.56 m ² |

2 建物

(1)一棟の建物の表示

- | | | |
|---|----|---|
| 所 | 在 | 京都市上京区武者小路通新町西入西無車小路町 613 番地 1、
613 番地 2、613 番地 3
京都市上京区小川通元誓願寺下る靱屋町 499 番地 7 |
| 構 | 造 | 木造・土蔵造瓦葺 2 階建 |
| 床 | 面積 | 1 階 457.73 m ²
2 階 112.57 m ² |

専有部分の建物の表示

家屋番号 西無車小路町 613 番 2
 種類 居宅（半宝庵・環翠園・行舟亭・祖堂・官休庵・仰文閣）
 構造 木造瓦葺 2 階建
 床面積 1 階 172.80 m²
 2 階 18.81 m²

附属建物の表示

符 号 1
 種類 居宅（茶室）
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 11.33 m²
 符 号 2
 種類 茶室（弘道庵）
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 87.93 m²

(2) 所 在 東京都文京区千駄木三丁目 702 番地

家屋番号 702 番の 1
 種類 茶室（半床庵・雲龍軒）
 構造 木造瓦・銅板葺平家建
 床面積 71.52 m²

3 茶道具

No	分類	名称	作者	点数
1	掛物	利休画像	長谷川等伯 筆	1
2	掛物	一翁一行「茶道有無雪塵」	一翁 筆	1
3	掛物	一翁文 興禅院宛	一翁 筆	1

4	掛物	利休・元伯辞世和歌	文叔 筆	1
5	掛物	真伯一行「廬山雨夜草庵中」	真伯 筆	1
6	掛物	直斎一行「萬年松在祝融峯」	直斎 筆	1
7	掛物	一啜斎横物「萬年松在祝融峯」	一啜斎 筆	1
8	掛物	以心斎円窓 大綱宗彦加筆	以心斎 筆	1
9	掛物	一翁二百五十年忌辰書	一指斎 筆	1
10	掛物	玉舟宗璠文 宗旦宛	玉舟 筆	1
11	掛物	真伯狂歌 月	真伯 筆	1
12	掛物	九条道孝公筆上添状	直斎 筆	1
13	花入	尺八花入 銘 霓	一翁 作	1
14	花入	尺八花入 文叔書付	利休 作	1
15	花入	一重切花入 銘 巢ごもり	以心斎 作	1
16	花入	一重切花入 銘 村雨	一指斎 作	1
17	花入	愈好斎好 源氏車円窓花入		1
18	香合	直斎好 名取河香合		1
19	香合	直斎好 源氏車写香合		1
20	香合	好々斎好 亀の絵竹香合		1
21	釜	利休湯釜	与次郎 造	1
22	釜	一翁好 算木釜		1
23	釜	真伯好 宝珠釜		1
24	棚	利休形丸卓 在判		1
25	茶器	真伯好 地主棗		1
26	茶器	一啜斎好 四季棗		1
27	茶器	愈好斎好 君が代棗		1
28	茶碗	木守写茶碗	真伯 手造	1

29	茶碗	黒茶碗 銘 熊坂	直斎 手造	1
30	茶碗	赤茶碗 銘 緑毛	一啜斎 手造	1
31	茶碗	赤三島茶碗	六代清水六兵衛 作	1
32	茶碗	萩焼茶碗 直斎銘 空蟬		1
33	茶杓	茶杓	一翁 作	1
34	茶杓	茶杓 銘 鶯宿梅	直斎 作	1
35	茶杓	菊折枝蒔絵真茶杓		1
36	炭道具	一翁好 竹皮炭斗		1
37	炭道具	直斎好 糸組炭斗・釜敷		1

以上 昭和 40 年 12 月 23 日取得

4 美術品

No	分類、名称	作者	点数
1	弘道庵 扁額	近衛 文麿 筆	1
2	官休庵 扁額	元伯 宗旦 筆	1
3	祖 堂 扁額	松平 頼寿 筆	1
4	環翠園 扁額	松平 不味 筆	1
5	半宝庵 扁額	牧宗 宗寿 筆	1
6	半床庵 扁額	久田 宗旦 筆	1
7	屏風 (鶴沢探索 12ヶ月) (6曲1双)		1
8	屏風 (源氏物語) (6曲1双)		1

以上 昭和 40 年 12 月 23 日取得

公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であることの理由

1 (1) 建物は、武者小路千家官休庵の茶道の考えにより設計された歴史と伝統ある茶室（建造物）であって、今日の官休庵の茶道の礎となり、日本茶道文化の歴史と伝統を継承するうえで不可欠財産である。

(2) 上記土地は、上記建物の敷地であるだけでなく、茶道上「茶室への通路」として重要な意味をもつ茶庭（露地）を構成しており、茶室の内部、外観と一体となって、日本茶道文化の歴史的建造物となっているので、これらの土地も不可欠財産である（本件茶庭（露地）の部分及び状況は、武者小路千家官休庵の小冊子の平面図（5頁）、各露地の各写真参照）。

2 茶道具

(1) 掛物他 34 点——長谷川等伯筆利休画像をはじめ、初祖利休作の花入、4 世一翁筆の掛物をはじめ、武者小路千家の先達が作成、所持、使用してきた掛物、花入、香合、茶器、茶碗、茶杓、炭道具などの茶道具で、官休庵の礎となり、今日まで武者小路千家の茶道で使用している不可欠な品。

(2) 釜 3 点——初祖利休、4 世一翁、6 世真伯の時代から先達が所持、使用してきた釜であり、官休庵の礎となり、今日まで武者小路千家の茶道で使用している不可欠な貴重な釜。

3 美術品

(1) 扁額——武者小路千家茶道の茶室の扁額で、今日の官休庵の礎となり、武者小路千家の茶道と茶室の歴史と伝統を象徴する品。

(2) 屏風——武者小路千家の茶室の装飾品として伝わる美術品で、今日の官休庵の礎となり、武者小路千家の茶道において使用されてきた不可欠なもの。

(以上)